

鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人募集に関する質問(回答)
(令和4年7月14日現在)

◆旧里浦幼稚園・旧大津西幼稚園共通

○ 施設整備について

Q1 別棟建て増しによる調理設備および乳児室等の整備に関して保育所等整備交付金等の補助金を受けるには、建物の無償譲渡を受ける必要があるか。

A1 連携法人が認定こども園を設置するために必要な施設整備を行う場合であって保育所等整備交付金の交付金の交付を申請する場合、建物の譲渡を受けていることが条件となります。

なお、譲渡については、市及び市議会での審査、交付金は市及び国等の審査を受けて可否が決定されるものであり、連携法人に指定された場合であっても交付金の活用が約束されるものではないこと、御留意ください。

Q2 無償貸与の場合に市が負担することになる大規模修繕の定義は。

A2 建物の躯体等に係る大規模な修繕などを想定しており、1件あたりの金額が10万円以上のものについて、その必要性等を市が認めた場合に限り、市の負担で市が修繕を行うこととなります。

Q3 地域共生社会の理念のもと、多世代交流・多機能型の福祉拠点整備が進む中において、整備する調理設備と合わせ幼児ランチルームを設けた場合、そのスペースを地域福祉拠点としての事業(ex.多世代交流の場)に活用することは可能か。

A3 建物の活用方法については、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の範囲内であれば連携法人の裁量によるものと考えます。

ただし、本募集への応募に関し、計画書に記載がない活用や、交付金を活用して施設整備を行う場合であって申請内容と異なる活用については、認められない場合があります。

○ 建物の無償譲渡について

Q 4 建物の無償譲渡を受けた場合について、その用途は公私連携幼保連携型認定こども園に限るとなっているが、将来的に児童クラブや放課後等デイサービス、また療育などの機能を備えた福祉拠点としての在り方を模索することは可能か。

A 4 本件募集は将来に渡って公私連携幼保連携型認定こども園を運営していただける法人を募集するもので、認定こども園以外の事業を実施する目的での応募はできません。なお、現段階で認定こども園の運営と並行して他事業の実施を希望する場合は、本応募において予めお示しください。また、認定こども園運営開始後に地域ニーズ等により事業を拡張等する場合については、協議により実施の可否を判断します。

○ 施設の維持管理費用等について

Q 5 旧里浦幼稚園の運営経費のうち過去数年分の「光熱水費などを含む施設維持管理経費」実支出額が知りたい。

A 5 参加表明書の受付期間が終了したのち、同表明書を提出した者のうち希望する者に資料提供を行います。

Q 6 令和5年度末までの施設設備の維持管理方法を知りたい。

A 6 移管年月日を令和6年4月1日までとしています。公私連携法人により施設整備が必要な場合は、前倒して土地建物にかかる貸付契約を締結することが見込まれます。この場合、契約締結までは、市において施設設備の維持管理を行います。締結後は公私連携法人において施設設備の維持管理を行っていただくこととなります。

○ 施設整備について

Q 7 施設整備計画を立てるために既存施設の設計図を確認したい。

A 7 参加表明書の受付期間が終了したのち、同表明書を提出した者のうち希望する者に資料提供を行います。

Q 8 建物の無償譲渡を受け、既存の施設に接続するかたちで乳児室および調理室を整備する場合、防衛省との協議が必要になるか。

A 8 既存施設側の改修が必要となる場合は、市を通じて防衛省への協議が必要となります。

◆旧里浦幼稚園に関すること

○ 駐車場について

Q9 職員用及び利用者送迎時の駐車場について里浦小学校の駐車場を利用することが可能か。

A9 幼稚園に近接する一定のスペースを職員駐車場等として貸与できるよう調整を図ります。